

この試験は、情報発信・広報、ブランド創造、観光振興、文化芸術、スポーツ分野又は地域おこし協力隊等での経験等を活かし、意欲を持って本県の地方創生・元気づくりの展開に向けた取組に貢献していただけるかた、鳥取県へのＩターン・Ｊターン・Ｕターンを希望しているかた、民間企業等で培った経験を活かし、鳥取県職員として力を発揮してみたいかた等を県内外を問わず募集するものです。

平成 29 年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象） 受 験 案 内

◆鳥取県人事委員会◆ 〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第二庁舎 7階
電話 (0857) 26-7553 FAX (0857) 26-8119 インターネット <http://www.pref.tottori.lg.jp/jinji/>

◎ 地域の元気づくりを一層推進していくための多様な人材を積極的に確保するため、新たな職種として情報発信、広報、マーケティング業務、観光地への誘客業務等に関する職務経験を有するかたを対象にした事務（情報発信・広報コース）、事務（とっとりブランド創造コース）、事務（観光振興コース）を新設しました。

1 受付期間、試験日、試験会場、第1次試験合格者・採用候補者発表日

受 付 期 間	<p>【インターネット】 5月2日（火）～5月17日（水）</p> <p>【持参・郵便・信書便】 5月2日（火）～5月22日（月）</p> <p>◎持参による場合の受付時間 8：30～17：15 土曜日、日曜日及び祝日は閉庁日のため受け付けておりません。 上記の受付日・時間以外に持参されても、理由の如何を問わず受理しません。</p> <p>◎郵便又は信書便の場合は、5月22日（月）までの消印等（5月22日までに受け付けたことが明確に確認できるもの）のあるものに限り受け付けます。</p> <p>※申込みは、<u>できるだけインターネット、郵便又は信書便でお早めに行ってください。</u></p>
第 1 次 試 験	<p>6月25日（日）</p> <p>◎開 場 時 刻 8：20 ◎試 験 開 始 時 刻 8：40 ◎試 験 終 了 予 定 時 刻 15：25</p> <p>[試験会場] 鳥取会場：鳥取大学共通教育棟（鳥取市湖山町南四丁目101） 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟（米子市西町86） 東京会場：立教大学池袋キャンパス5号館（東京都豊島区西池袋3-34-1） 大阪会場：関西大学千里山キャンパス第2学舎2号館（大阪府吹田市山手町三丁目3番35号）</p>
第 1 次 試 験 合格者発表日	7月6日（木）午後2時（予定）
第 2 次 試 験	<p>7月21日（金）～23日（日）（予定）</p> <p>◎試験は上記期間のうち指定する1日で、日時は第1次試験合格者に通知します。</p> <p>[試験会場] 鳥取県庁第2庁舎会議室（鳥取市東町一丁目271）</p>
採 用 候 補 者 発 表 日	8月下旬（予定）

2 募集職種、採用予定者数、職務内容、主な配属先

職種	採用予定者数	職務内容	主な配属先	
事務	情報発信・広報コース	1名程度	情報発信、広報に関する業務等	情報発信、広報に関する部局等（本庁、総合事務所等）
	とっとりブランド創造コース	1名程度	とっとりブランド創造に関する業務等	とっとりブランド創造に関する部局等（本庁、総合事務所等）
	観光振興コース	1名程度	観光振興に関する業務等	観光振興に関する部局等（本庁、総合事務所等）
	文化芸術コース	1名程度	文化芸術に関する業務等	文化芸術に関する部局等（本庁、総合事務所等）
	スポーツコース	1名程度	スポーツに関する業務等	スポーツに関する部局等（本庁、総合事務所等）
	地域おこし・地方創生コース	2名程度	地域おこし・地方創生に関する業務等	地域おこし・地方創生に関する部局等（本庁、総合事務所等）
	一般コース	4名程度	各種施策の企画立案と実施、申請に対する許認可、予算の編成・執行、経理、庶務等の事務全般のほか、税の徴収、用地買収の交渉等	本庁、総合事務所、教育委員会事務局、県立学校、公立小中学校等（※警察本部以外の全ての部局）

(注) 1 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。

2 試験の結果によっては、採用予定者数を増減する場合又は第1次試験合格者なし若しくは採用候補者なしとする場合もあります。

3 受験資格

(1) 年齢要件

昭和33年4月2日以降に生まれた人

(2) 経験要件

ア 事務（情報発信・広報コース）

報道機関、広告代理店をはじめ民間企業等（公的団体を含む。）の情報発信・広報部門等において、情報発信、広報に関する職務経験を通算して5年以上有している人

イ 事務（とっとりブランド創造コース）

民間企業等（公的団体を含む。）において、マーケティング業務等（商品等の企画・掘り起こし・ブランド化、市場動向を踏まえた戦略的な販路開拓）に関する職務経験を通算して5年以上有している人

ウ 事務（観光振興コース）

民間企業等（公的団体を含む。）において、観光地（施設）等への誘客業務等（コンテンツの掘り起こし・メニュー化、ツアー等の企画立案等）に関する職務経験を通算して5年以上有している人

(ア～ウ共通)

①「職務経験」は、平成19年4月1日から平成29年4月30日までの間に、社員等として1つの民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業（1週間の労働時間数が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね3/4以上の就業）した期間が該当します。

②1年以上継続した職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができますが、個々の継続した職務経験が1年未満の場合は通算できません。

ただし、雇用期間が1年未満の場合であっても、継続して就業した後に雇用契約が更新され、引き続き同一の民間企業等（公的団体を含む。）に継続して就業した場合であって、更新前後の就業期間を通算して1年以上となる場合は、その期間は「1年以上継続して就業した期間」として取り扱います。

③上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の途中で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなします。

エ 事務（文化芸術コース）

文化芸術分野（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、映画、漫画、アニメーション、その他の芸術等）において、平成19年4月1日から平成29年4月30日までの間に、次に掲げるいずれかの実績を収めた人

・国際レベルのコンクール等への出場、ノミネート、出品等

・全国レベルのコンクール等（全国的な組織がある分野においては当該組織が行う大会）で3位以内（これと同等の賞を含む。）

①国際レベルのコンクール等への出場、ノミネート又は出品等については、予選・本選があるものについては、本選のみが対象です。また、登録のみで出場、ノミネート又は出品等できるものは対象外です。

②団体で行うオーケストラなどについては、指揮者、演奏者として出場したものに限りです。

③参加資格が「15歳以上18歳未満」、「高校生」又は「大学生」など特定の範囲に限定されたコンクール等は対象外です。

オ 事務（スポーツコース）

スポーツ分野において、平成19年4月1日から平成29年4月30日までの間に、次に掲げるいずれかの実績を収めた人

- ・国際レベルの大会等（オリンピック大会、アジア大会及びこれに準ずる大会）への代表選手として出場
- ・全国レベルの大会等（日本選手権大会及びこれに準ずる大会）で3位以内
- ①団体種目については、選手として出場したものに限り。なお、団体種目の選手としての出場については、全国大会等の試合に短時間出場した場合なども含みます。ただし、選手登録をただけで出場しなかった場合は対象外です。
- ②参加資格が「15歳以上18歳未満」、「高校生」又は「大学生」など特定の範囲に限定された大会は対象外です。

カ 事務（地域おこし・地方創生コース）

地域おこし協力隊をはじめ地方創生に資する次のいずれかの経験を通算して2年以上有している人

- ・地域おこし協力隊
- ・少子高齢化対策
- ・地域づくり、まちづくり、中山間地域の振興
- ・移住定住
- ・観光誘客、観光資源の魅力づくり
- ・農林水産業等のブランド戦略 等
- ①「地域おこし協力隊をはじめ地方創生に資する経験」は、平成19年4月1日から平成29年4月30日までの間に、1つの民間企業・団体等において1年以上継続して上記に従事した期間が該当します。
- ②1年以上継続した経験が複数ある場合は、それらを通算することができますが、個々の継続した経験が1年未満の場合は通算できません。
- ③上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の途中で従事した場合又は従事しなくなった場合は、その月は全て従事していたものとみなします。

キ 事務（一般コース）

民間企業等（公的団体を含む。）における職務経験を通算して5年以上有している人

- ①「民間企業等（公的団体を含む。）における職務経験」は、平成19年4月1日から平成29年4月30日までの間に、社員等として1つの民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業（1週間の労働時間数が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね3/4以上の就業）した期間が該当し、職務内容は問いません。
- ②1年以上継続した職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができますが、個々の継続した職務経験が1年未満の場合は通算できません。
ただし、雇用期間が1年未満の場合であっても、継続して就業した後に雇用契約が更新され、引き続き同一の民間企業等（公的団体を含む。）に継続して就業した場合であって、更新前後の就業期間を通算して1年以上となる場合は、その期間は「1年以上継続して就業した期間」として取り扱います。
- ③上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の途中で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなします。

(3) 日本国籍を有しない人については、次のいずれかに該当する人又は平成30年3月31日までに該当する見込みの人に限り受験できます。

- ・出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者
 - ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者
- 日本国籍を有しない職員は、従事する業務及び職が制限されます。

詳しくは、〈参考〉「日本国籍を有しない職員の任用について」をご覧ください。

(4) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験内容

試験種目	配点	内 容
第1次試験	基礎能力試験	150点 [多肢選択式・・・70問 45分] 公務員として必要な一般的な文章読解、数的処理、推理判断等の基礎能力についての筆記試験
	エントリーシート	150点 [2時間] 【事務（情報発信・広報コース）】 ①志望理由、②取り組んでみたい仕事、③自己PR、④情報発信・広報に関する職務経験、成果等 【事務（とっとりブランド創造コース）】 ①志望理由、②取り組んでみたい仕事、③自己PR、④マーケティング業務等に関する職務経験、成果等 【事務（観光振興コース）】 ①志望理由、②取り組んでみたい仕事、③自己PR、④観光地等への誘客業務等に関する職務経験、成果等 【事務（文化芸術コース）】 ①志望理由、②取り組んでみたい仕事、③自己PR、④文化芸術分野で収めた実績、経験等 【事務（スポーツコース）】 ①志望理由、②取り組んでみたい仕事、③自己PR、④スポーツ分野で収めた実績、経験等 【事務（地域おこし・地方創生コース）】 ①志望理由、②取り組んでみたい仕事、③自己PR、④地域おこし・地方創生に資する経験、成果等 【事務（一般コース）】 ①志望理由、②取り組んでみたい仕事、③自己PR、④チャレンジした経験 の4つのテーマで出題します。（事前提出ではなく、第1次試験当日に試験会場で記入します。具体的な質問事項は、第1次試験当日に提示します。なお、試験時間中に資料等を見ることはできません。） ※エントリーシートは第2次試験の人物試験の参考資料としても使用します。
	論文試験	120点 [1問 1時間] 公務員として必要な識見、思考力、表現力等の能力についての筆記試験
	適性検査	— 職務遂行等に関する適性についての検査
第2次試験	人物試験	600点 個別面接による人物についての口述試験 民間企業等における経験の有用性等についての口述試験

- (注) 1 論文試験、適性検査は第1次試験日に実施しますが、評価等は第2次試験で行います。（第1次試験合格者のみ採点・判定します。）
2 第2次試験は第1次試験合格者に対して行います。
3 第2次試験の個別面接は、各人同一日に2回実施します。
4 論文試験の過去3年間の問題は、鳥取県人事委員会のホームページに掲載します。
ただし、基礎能力試験の例題の閲覧はできません。

5 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

- (1) 第1次試験合格者
第1次試験の基礎能力試験とエントリーシートの得点を合計した得点の高い順により決定します。
なお、第1次試験の基礎能力試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合はエントリーシートの採点は行わず、不合格とします。
また、論文試験及び適性検査を受験しなかった場合も不合格とします。
- (2) 採用候補者
第1次試験の基礎能力試験とエントリーシートの得点にかかわらず、第1次試験で実施する論文試験と第2次試験で実施する人物試験の得点を合計した得点の高い順により決定します。
なお、論文試験と人物試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、論文試験と人物試験の合計得点にかかわらず不合格とします。
- (3) 証明書等
採用候補者発表後、受験資格の確認のため、文化芸術・スポーツの実績証明書、職歴証明書等（本人以外の第三者が作成したものに限り。）を提出していただきます。必要な実績・職務経験要件を欠いていることが明らかになった場合、又は必要な書類が提出されない場合は採用されません。
なお、申込書等の記載事項に虚偽、錯誤又は脱漏があると、採用されない場合があります。

6 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

第1次試験合格者及び採用候補者の受験番号を鳥取県人事委員会のホームページに掲載し、併せて県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示するとともに、第1次試験合格者及び採用候補者に通知します。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。開示の内容は次の表のとおりです。ただし、いずれかの試験において成績が設定された基準に満たなかった場合には順位はありません。

開示対象の試験	職種	開示請求ができる人	開示の内容	開示期間	開示場所
第1次試験	全ての職種	受験者本人又は代理人	基礎能力試験、エントリーシートの得点、合計得点及び順位	第1次試験合格者発表日から1年間	鳥取県人事委員会事務局 (県庁第二庁舎7階)
第2次試験			論文試験、人物試験の得点、合計得点及び順位	採用候補者発表日から1年間	

試験結果の開示の請求は、**受験者本人が運転免許証等の写真により本人であることが確認できるものを携帯して、直接開示場所へ**おいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

受験者本人が、病気等やむを得ない事情により来庁できない場合は、代理人による開示請求も可能です。手続等の詳細については、鳥取県人事委員会事務局までお問い合わせください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、**通知を希望する受験者は、第1次試験日当日に82円切手を貼った受取先明記の通知用封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕を持参してください。試験当日に通知用封筒を持参しなかった場合は、郵送による開示請求はできません。**

8 採用方法及び給与等

(1) 採用方法

任命権者が採用候補者のうちから、採用に係る審査等を行った後に採用者を決定します。

(2) 採用時期

採用は、原則として平成30年4月1日の予定ですが、欠員等の状況によっては、それ以前に採用されることもあります。

(3) 採用後の処遇

民間企業等における職務経験の公務への有用性等の内容等によって、役付職員（係長相当職等）として採用される場合があります。

(4) 給与

ア 初任給は、民間企業等における職歴等の経歴に応じて決定されます。

※ 平成29年4月1日現在における初任給（月額）は次のとおりです。（あくまで仮設条件に基づいて計算した金額であって、個人ごとの事情によって変動します。）

◎大学卒業後、民間企業に8年間の勤務経験のある30歳のかた

月額 228,500円程度

◎大学卒業後、民間企業に18年間の勤務経験のある40歳のかたで係長相当職として採用された場合

月額 300,600円程度

イ 昇給は、原則として毎年1回、4月1日に行われます。

ウ 給料に加えて、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。採用時まで給与改定等があった場合は、それによります。

9 受験申込手続

(1) インターネットにより申し込む場合

鳥取県の電子申請サービスのトップページ (<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>) にアクセスし、画面上の注意事項に従って申し込んでください。

*注意事項

- ・プリンタがない場合は、インターネットでの申込みは行わないでください。
- ・ご使用の機器や環境によっては、一部対応できない場合があります。

【申込手順】

①パソコン、スマートフォンの環境設定

「pref-tottori@s-kantan.com」からのメールを受信できるように設定してください。

なお、携帯電話（スマートフォンを除く）からの申込みはできません。

②受験申込み

申込みが完了すると、「申込完了通知メール」、「審査完了通知メール」の電子メールが順次、申込みの際に登録したアドレスに送信されます。

申込後直ちに「申込完了通知メール」の電子メールが届かない場合又は申込後2日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）経っても「審査完了通知メール」の電子メールが届かない場合は、鳥取県人事委員会事務局までお問い合わせください。

これらの電子メールに記載されている整理番号は受験票作成の際に必要ですので、メールを削除しないように注意してください。

③受験票の作成 ※5月31日（水）頃から作成できます。

次の方法により受験票を自分で作成し、試験当日に持参してください。

- ・鳥取県人事委員会のホームページに掲載されている受験票の様式をプリンタで印刷します。



- ・鳥取県人事委員会のホームページから受験番号を確認します。（上記「②受験申込み」で届いた電子メールに記載されている整理番号と照合して確認してください。なお、整理番号は受験番号ではありません。）



- ・印刷した様式に受験番号等必要事項を記入し、写真を貼ります。

※ 受験票の様式及び受験番号は、5月31日（水）頃から鳥取県人事委員会のホームページに掲載します。

その際、鳥取県人事委員会のトップページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/jinji/>) に、受験票の様式及び受験番号の掲載ページへのリンクを貼るとともに、メールマガジン「鳥取県職員採用試験情報」でお知らせします。

(2) 持参、郵便又は信書便により申し込む場合

提出書類	<p>①申込書 1部 記載要領をよく読んで、受験申込書・整理票・受験票に必要な事項を記入の上、提出してください。 (<u>写真の貼付、履歴書、文化芸術・スポーツの実績証明書、職歴証明書等は、申込時には不要です。</u>) ※ 申込みができるコースは、1つに限ります。 コースは「情報発信・広報コース」、「とっとりブランド創造コース」、「観光振興コース」、「文化芸術コース」、「スポーツコース」、「地域おこし・地方創生コース」又は「一般コース」のうちいずれか1つを選択してください。</p> <p>②返送用封筒 1通 受験票を郵便により返送するため、82円切手を貼り、受験票の受取先を明記した封筒〔長形3号(12.0cm×23.5cm)〕を併せて提出してください。</p>
申込先	<p>鳥取県人事委員会事務局 所在地：鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎7階 電話(0857)26-7553</p> <p>〔持参により申し込む場合〕 上記の鳥取県人事委員会事務局へ、直接ご持参ください。</p> <p>〔郵便又は信書便で申し込む場合〕 宛先：〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 鳥取県人事委員会事務局 ※ 封筒の表に赤字で「県職員（民間）受験」と書いてください。 ※ 郵便の場合、特定記録などによるのが確実です。 万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に郵便又は信書便で申し込んだことが明確に確認できない場合は、理由の如何を問わず受理しません。（郵便局又は信書便事業者で交付される受領証等は、受験票が届くまで大切に保管しておいてください。） ※ 受付期間内に郵便又は信書便で申し込んだ場合であっても、切手料金不足等により申込者に返送され、結果的に受付期間外の申込みとなった場合など、申込者の責による申込みの遅延等の場合、理由の如何を問わず受理しません。</p>
受験票の交付	<p>受験票は、提出いただいた返送用封筒により後日郵送しますが、<u>5月31日（水）までに到着しないときは、鳥取県人事委員会事務局までお問い合わせください。</u></p>

受験申込書記載要領

黒又は青のボールペン・万年筆を用い（鉛筆は不可。）、※欄（受験番号、人事委員会処理欄）を除く全ての欄にもれなく記入してください。該当する口の中にはレ印を付し、その他の該当する項目は○で囲んでください。

記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。

【コース】

「情報発信・広報コース」、「とっとりブランド創造コース」、「観光振興コース」、「文化芸術コース」、「スポーツコース」、「地域おこし・地方創生コース」又は「一般コース」のうちいずれか1つを選択してください。

【第1次試験地】

申込後は、第1次試験地の変更はできません。

【現住所及び緊急連絡先】

棟、号室まで正確に記入してください。携帯電話をお持ちの場合は、その電話番号と電子メールアドレスも記入してください。緊急連絡先が現住所と同じ場合は、「同上」と記入してください。

【実績記載欄】

「文化芸術コース」又は「スポーツコース」を申し込むかたは、平成29年4月30日までの受験資格を満たす実績（コンクール・大会等の名称、主催者・実施団体名、部門・競技等の名称、実績内容、実績を収めた時期）を新しいものから記入してください。

【経歴・職歴記載欄】

「情報発信・広報コース」、「とっとりブランド創造コース」、「観光振興コース」、「地域おこし・地方創生コース」又は「一般コース」を申し込むかたは、平成29年4月30日までの受験資格を満たす経験等（勤務先等の名称、部署・役職名、経験・職務内容、従事・在職期間）を新しいものから記入してください。

【経歴年数確認】

「情報発信・広報コース」、「とっとりブランド創造コース」、「観光振興コース」、「地域おこし・地方創生コース」又は「一般コース」を申し込むかたは、受験する職種に必要な経歴年数を○で囲んでください。

【整理票】

表面に該当するコース名の口の中にレ印を付し、裏面に第1次試験合格通知の受取先（確実に到着する場所）の郵便番号、住所、氏名を正確に記入してください。

※ 身体に障がいのあるかたで、車イス使用など試験実施時に何か配慮が必要な場合は、申込時にお知らせください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

10 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集した個人情報については、次の目的以外には利用しません。

- ① 採用試験及び採用に関する事務に利用します。
- ② 個人が特定できないように処理した上で、今後の募集活動のための資料として利用します。
- ③ 採用候補者の個人情報は、任命権者（知事・教育委員会等）に提供し、採用に関する事務に利用します。

〈参考〉日本国籍を有しない職員の任用について

- 1 日本国籍を有しない職員は次の業務及び職には就くことができません。

〔代表例〕

(1) 公権力の行使に該当する業務

- ア 許可、認可、免許等処分に関する事務（各種営業許可、開発許可、建築確認等）
- イ 報告の徴収、検査に関する事務（保健医療機関等に関する報告の徴収、立入検査等）
- ウ 県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務
- エ 補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務
- オ 審査請求に対する裁決に関する事務
- カ そのほか、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務

(2) 公の意思形成への参画に携わる職

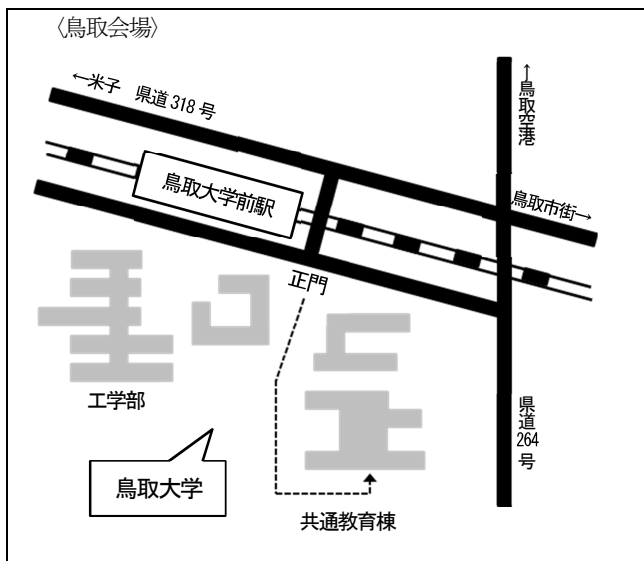
本県行政について、企画、立案及び決定に参画する職とし、本庁課長以上の職、地方機関の長などが該当します。ただし、専ら団体指導の業務に従事する職は除くものとします。

- 2 日本国籍を有しない人で、採用時に就職に制限のない在留の資格を有していない人は、採用されません。

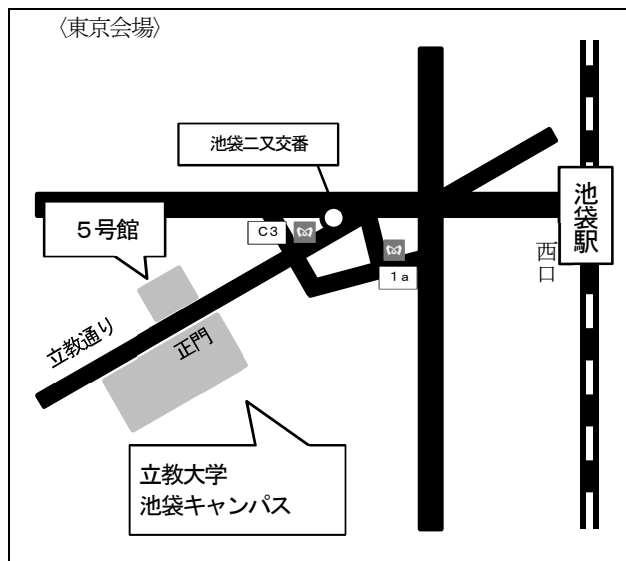
第1次試験に関する注意事項

- 1 試験当日は、必ず試験開始時刻までに掲示や係員の指示に従って試験室に入室してください。
- 2 受験の際は受験票、筆記用具（HB又はBの鉛筆、よく消える消しゴム）、昼食、時計（計時機能だけのものに限りです。試験時間中に携帯電話を時計として使用することは認めません。）を持参してください。
- 3 冷房を入れる場合がありますので、温度調節のできる服装でお越しください。
- 4 試験会場及び試験会場周辺に駐車場はありませんので、公共交通機関を利用してお越しください。
- 5 試験実施に関する緊急連絡事項がある場合は、鳥取県人事委員会のホームページ、携帯版ホームページ及びメールマガジン『鳥取県職員採用試験情報』でお知らせしますので、事前に確認の上、試験会場へお越しください。

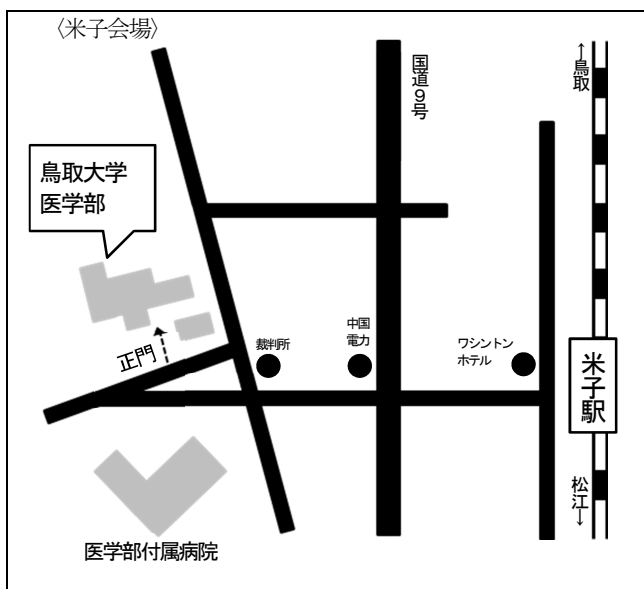
試験会場案内図



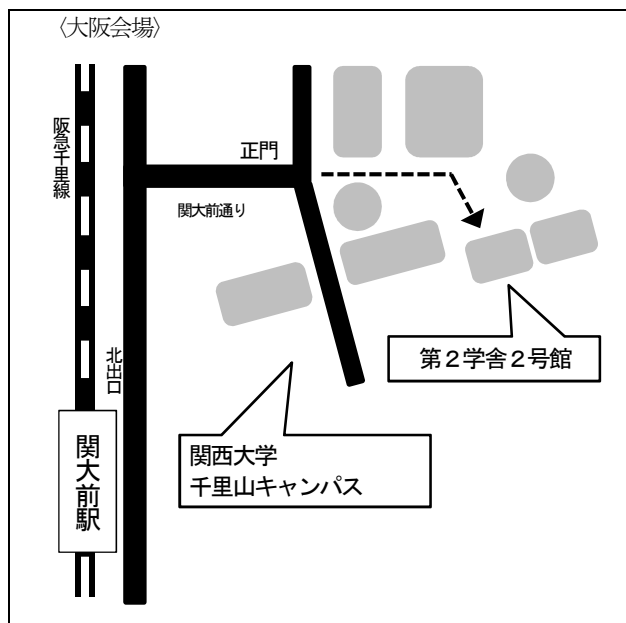
J R鳥取大学前駅より徒歩約5分



池袋駅 (J R、地下鉄/丸ノ内線・有楽町線・副都心線、西武池袋線) 西口より徒歩約7分



J R米子駅より徒歩約15分



阪急電鉄関大前駅より徒歩約10分

★「バスネット」のご利用が大変便利です！

携帯電話で県内の公共交通機関の経路や時刻表が検索できます。



公共交通機関で県内の試験会場へご来場の際は、携帯電話やパソコンから出発地・目的地を入力するだけで最も便利な経路 (バス路線、乗車・下車する駅・バス停等) が最新ダイヤの運行時刻付きで表示される「バスネット」 (<http://www.ikisaki.jp>) が便利ですのでご利用ください。